

## スクールカウンセラー ワーキングチーム報告書

平成 28 年 3 月 14 日に開催された「第 4 回教育相談等に関する調査研究協力者会議」以降スクールカウンセラーのワーキングチームが計 4 回開催され、活発な討議が行われた。ワーキングチームで出された意見を概ね取りまとめたので以下に報告する。

### 1. スクールカウンセラーの職務

スクールカウンセラーは、心理に関する専門的知見を有する者として、不登校、問題行動、虐待等の未然防止、早期発見のため、また、不登校、いじめ等问题行動、虐待が生じた際や自然災害等が発生した際の児童生徒、その保護者、教職員に対するカウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）等を行う専門職である。

なお、これまで教員が行ってきた困難を抱えた児童生徒への支援の全てをスクールカウンセラーが担うということではなく、互いの専門性を活かしながら協働することが重要である。

#### (1) 不登校、問題行動、虐待等の未然防止、早期発見

##### ①学級や学校等集団に対するアセスメント

アセスメントを実施するためのツールの活用、授業参観、学校行事への参観、児童生徒と一緒に給食を食べるといった活動を通じ、学級や学校等の集団の状態を把握し、学級や学校において未然防止、早期発見のため、どのような取組や支援が必要なのかを見立て、教員又は学校に対し助言、提案を行う。また、学級や学校の状況によっては人間関係を養うための参加体験型プログラムを用いることも有効である。

##### ②教員に対するコンサルテーション及び研修

個々の児童生徒の状態に応じた適切な言動に関する教員への助言・援助や、学校内で定期的に行われる教育相談部会（係・委員会等）会議やケース会議に出席し、心理的視点からの助言・援助を行う。

また、日常的に児童生徒と接する教員もカウンセリングに関する知識を有することで、心理的に深刻な状況や問題行動等の早期発見につながると考えられることから、教員に対し基礎的なカウンセリングに関する研修を行う。

##### ③スクールソーシャルワーカー及び養護教諭等教職員との連携した学校内教育相談体制の強化

スクールカウンセラーは、心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒のカ

ウンセリングや、保護者に対する助言・援助を行うが、その際、児童生徒や保護者から得られる情報のみならず、福祉の専門家として活動するスクールソーシャルワーカー、健康管理・健康相談等を行う養護教諭や学校医、教育活動を行う学級担任等それぞれの立場で有している情報は、当該児童生徒の状況を把握するために重要な情報である。このため、学校内関係者との情報交換や学校内の会議への出席等学校関係者との連携を図ることで得た情報を総合することで、当該児童生徒へのアセスメントが有効なものとなる。なお、学校内での組織的・計画的な支援を行うため、情報を総合するだけでなく、得られた情報やケース会議等において決定した支援策や成果等について「児童生徒理解・教育支援シート」を活用し、学校内関係者間の情報共有を図ることが有効である。

#### ④学校への働き掛け

今後は、学校内において、不登校、問題行動や虐待等の当事者に児童生徒になる前に防ぐ、発見する体制の構築が重要である。こうした体制は、校長のリーダーシップにより構築するものであるが、状況によっては、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが体制作りへの提案・助言を行う役割が期待される。また、教職員への未然防止等への取組の必要性、教育相談支援体制強化の重要性について理解推進役を担うことが期待される。

#### ⑤児童生徒の理解及び保護者に対する講習会実施等啓発活動

日常的に授業参観、休み時間などにおける声掛けや、児童生徒と一緒に給食を食べるといった活動により、児童生徒の状況を理解し、さらに、不安や悩み、問題を抱えている児童生徒の早期把握に努める。

また、新年度には、全児童生徒への面談を実施することが考えられる。面談を実施することで、児童生徒の全体的な状況を把握することができ、中でも、環境が変化し不安や心配などを抱えた児童生徒の把握にもつながり、深刻な事態になる前に対応が可能となる。また、児童生徒がスクールカウンセラーの存在を認識し、児童生徒が何か相談したい事案が生じた際に相談しやすい環境が作られる。

さらに、PTA等保護者が集まる場面に出向き、子供の心理状態についての理解を深めるための講習会の実施や、広報誌を発行するなど、日頃からスクールカウンセラーの存在、役割について周知し、保護者等が何か相談したい事案が生じた際に相談しやすい環境を構築する。

### (2)不登校、問題行動、虐待等が発生した際の個別対応、自然災害等における緊急対応

#### ①児童生徒へのカウンセリング及びアセスメント

不登校、問題行動、虐待等の事案が生じた際や自然災害等が発生した際は、児童生徒の心理的な影響が想定されることから、面談やアンケート等によるカウンセリング

を行う。

加えて、心の不安や悩みを抱える児童生徒に対しては、個別の心理的課題及び健康面における発達課題に関し、その要因を把握するため、心理テスト、面談及び授業観察等を行う。その結果を踏まえ、学校に対し適切な配慮や支援方法について助言・援助を行う。

## ②保護者からの相談対応

不登校・問題行動、虐待等の事案対応においては、保護者の協力が欠かせないことから、スクールカウンセラーが保護者と面談し、児童生徒の状況や、保護者の希望等を聞き取りながら、本人の状況も踏まえ課題解決に向けた助言・援助を行う。

## ③教員に対するコンサルテーション

児童生徒への個別対応に関する教員への助言・援助や、学校内で定期的開催される教育相談部会（係・委員会等）会議やケース会議において心理的視点から助言・援助を行う。

## 2. 専門性（資格）・資質（能力）について

資格要件は、国家資格である公認心理師が基本である。

能力は、学校に適した臨床心理学的な技法を開発するプログラミング能力、心理・健康的側面の査定能力、カウンセリング面接やグループ面接等への種々の技法を用いた対処能力、教員への心理学的見地からの助言に加え学校組織への支援を行う心理学的援助能力、ストレスマネジメントや対人関係訓練などの心の健康活動の企画立案能力が求められる。また、心理と学校教育両方の知識を有し、教職員との連携や他機関との連携協働しながら教育相談を実施できる者である必要がある。

しかしながら、こうした能力を全て有していたとしても、教育委員会が示すビジョン、校長が策定する学校教育目標、中期目標、重点的（短期的）目標及び教育計画等の学校経営ビジョン等を理解せず、自身の興味関心のある事案に関してのみ活動すれば、組織的な教育相談体制は機能せず、児童生徒や保護者等にとって適切な教育相談環境が確保されないことになる。

児童生徒や保護者等にとって適切な教育環境を確保するため、学校経営ビジョンに対し、スクールカウンセラーがどの程度能力を発揮し実績を挙げたかを評価（人事評価）し、個人の資質・能力の評価を行うことが適切である。

一方、スクールカウンセラーの適切な人事評価を行う観点からも、学校経営ビジョンには不登校児童生徒数の減少、学力の向上等学校における課題や対応すべき事項は必ず盛り込む必要がある。

### 3. 学校における体制・役割について

不登校、問題行動、虐待等に対する適切な未然防止・早期発見、支援又は対応を行うため、学校においては、教職員や保護者との連携した教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携体制づくり、教育相談コーディネーターの配置等が求められる。

具体的な内容については以下のとおりである。

#### (1) 教職員・保護者と連携した教育相談体制づくり

不登校、問題行動、虐待等の未然防止・早期発見のための活動やそのような事案が生じた際の個別対応等においては、学校が組織的に行うことが重要である。そのため、学校内に内部及び関係機関等との連絡調整を担当する教職員（教育相談コーディネーター）を配置し、その教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要がある。その体制下において、ケース会議を開催するなどして、担任、養護教諭及び学校医等児童生徒等に関わる者が把握している情報を共有、連携してスクールカウンセラーの専門性を活用することが重要である。その際には、「児童生徒理解・教育支援シート」などを活用し、学校内で情報を共有することが重要である。

また、スクールカウンセラーも学校内の生徒指導委員会等業務に関連する会議に参加し、教職員と互いの職務を理解する機会を確保する必要がある。

加えて、学校内の教育相談体制（教職員とスクールカウンセラーの役割の違い）について保護者・児童生徒へ周知するとともに、保護者に対して子育てや思春期の子供との関わり方などについての講習会を開催することでスクールカウンセラーの存在を広く周知し、気軽に相談できる体制を構築することも重要である。

さらに、市町村教育委員会所属の心理の専門職（心理主事）と緊密に連携を取り、支援方針を共有し、スクールカウンセラーの活動の報告を含めた情報交換を実施し、教育委員会を含めた体制で教育相談を行っていくことが重要である。

#### (2) 関係機関や地域全体との連携体制づくり

スクールカウンセラーの効果的な活用を促進するため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、関係機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが必要である。また、域内の関係機関等とスクールカウンセラーとが情報交換等を行う協議会を定期的を開催するなどスクールカウンセラーと地域の関係機関等との連携体制が迅速に構築されるような取組が重要である。

#### (3) 教育相談コーディネーターの配置

教育相談においては、教育相談の核となる教育相談コーディネーターの存在が重要である。教育相談コーディネーターは、担任や授業を持たない（又は軽減された）教員が担うのが望ましい。教育相談コーディネーターに求められる役割としては、学校内外の連携の調整や進行をし、教育相談体制を整備し、時間割の中に情報交換会議等を組み込

むなど毎週定期的継続的に会議を実施することが求められる。また、教育相談コーディネーターはカウンセリングに関する専門研修や専門的実務経験を積んだ者が望ましい。

#### 4. 教育委員会における支援体制について

教育委員会は、学校や域内の教育支援センター等においてスクールカウンセラーが適切に活動し、安心・安全な学習環境が構築されるような支援体制をとる必要がある。具体的な内容については以下のとおりである。

なお、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、その解決に向けて主体的に対応することが重要である。域内の児童生徒の心のケアが確保されるか否かは教育委員会の対応に掛かっているということに留意する必要がある。

##### (1) 各学校・地域ごとの情報の収集とスクールカウンセラーへの情報提供

スクールカウンセラーが適切に職務を行えるよう、教育相談に関する各学校・地域の情報を収集し、提供する必要がある。具体的には、発達の問題に対応できる機関などの情報、学校とスクールカウンセラーの連携のあり方についての情報、地域（市町村・都道府県）の関係機関についての情報や地域の就学支援（教育支援）や教育相談のシステムなどについて提供することが効果的である。

##### (2) スクールカウンセラーの職務の理解促進

スクールカウンセラーの専門性を活かすために、学校の管理職、教育相談コーディネーター等に対して職務内容等について周知するための研修等を実施することが重要である。

##### (3) 小学校、中学校等への配置に加え、教育委員会へのスクールカウンセラーの配置

学校等や教育支援センターへの配置に加えて、教育委員会へスクールカウンセラーを配置することにより、スクールカウンセラー個人で事案を抱えることなく、都道府県及び市町村全体で対応する体制づくりが重要である。

都道府県教育委員会においては、スーパーバイズできるスクールカウンセラーを配置し、学校に配置されたスクールカウンセラーに対して適切な指導、援助を行う。市町村教育委員会においては、心理の専門職（心理主事）を配置し、スクールカウンセラーの職務管理やスクールカウンセラーが校長の指示に対し異議を唱えた際の調整等の業務上の相談を担うものとする。

##### (4) 関係機関（福祉、警察、職能団体）との連携及び支援体制づくり

スクールカウンセラーの効果的な活用を促進するため、地域の関係機関や人材を十分

に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが必要である。また、スクールカウンセラーの活用や支援方法等についての情報交換や関係機関との連携調整を行うための連絡協議会を設置し、計画的に協議会を開催することが重要である。

#### (5) スクールカウンセラーへの研修の実施

スクールカウンセラーとしての専門性を向上するための研修に加えて、都道府県及び市町村の教育方針、地域特性・課題等を把握するための研修を実施する。また、教育行政、学校教育等に関する理解を深めてもらうため、教職員向けの研修への参加についても配慮することが望ましい。

#### (6) 雇用期間の身分保障

#### (7) グランドデザイン（スクールカウンセラー配置計画、実施方針等）の策定

域内のスクールカウンセラーの活動水準や質を担保するため、地域の特性等を踏まえ、スクールカウンセラーの配置計画、活動方針やガイドライン、首長部局や関係機関との連携協力体制等を策定し、示す必要がある。

### 5. 配置形態について

現在は、学校や地域の状況等を勘案して、主に

- ①単独校方式（スクールカウンセラーが配置された学校のみを担当するもの）
- ②拠点校方式（小小連携）（小学校を拠点校とし、当該小学校と同一中学校区内の他の小学校を対象校として併せて担当するもの）
- ③拠点校方式（小中連携）（中学校を拠点校とし、当該中学校区内の小学校を対象校として併せて担当するもの）
- ④巡回方式（教育委員会（教育事務所、教育支援センター）等に配置し、学校を巡回するもの）

といった形態でスクールカウンセラーが配置されている。

すでに定期的にスクールカウンセラーが配置されている学校、教育委員会及び教育支援センターにおいては、相談体制（組織及び環境）が構築しやすいため、まず、上記の①、②及び③の拠点校、加えて、教育委員会（教育事務所、教育支援センター）に常勤のスクールカウンセラーを配置する。

その後、近隣の学校へ段階的に常勤のスクールカウンセラーを増員し、常勤のスクールカウンセラーが勤務する学校等の教育相談体制を参考にしつつ体制整備を進める。

そして、最終的には、全ての小、中学校、教育委員会事務局、教育支援センターに常

勤のスクールカウンセラーの配置を目指す。

なお、都道府県単位でスクールカウンセラーが効率的かつ有効に活動できるよう、各箇所に配置されるスクールカウンセラーは以下の役割分担とすることが望ましい。

- ・都道府県教育委員会（事務局又は教育事務所勤務）

都道府県内の全てのスクールカウンセラーに対し助言等を行う。

- ・市町村教育委員会事務局

市町村内の全てのスクールカウンセラーの配置や勤務状況の把握、市町村内の児童生徒の状況の把握（市町村内スクールカウンセラーからの相談対応含む）

- ・教育支援センター、小中学校等

配置箇所においてスクールカウンセラーとして活動を行う。

## 6. 待遇について

教員と同等の待遇がふさわしい。

## 7. 活動環境の整備について

児童生徒がスクールカウンセラーに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室）を確保する。また、スクールカウンセラーと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設けることが重要である。

また、教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保しやすいようにすること。外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすること、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気が感じられるようにすることなど、来談者の心情に十分配慮する。

## 8. 業務遂行に当たり配慮すべき事項について

### (1) 守秘義務について

地方公務員法は、特別職の地方公務員には適用されないことから、スクールカウンセラーの雇用に際しては、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を課す必要がある。ただし、スクールカウンセラーが業務上知り得た秘密は、学校全体で管理することが基本となるため、学校が指導のために必要となる内容は、スクールカウンセラーから学校に報告する体制を整備する。

なお、一般職として採用した場合は、地方公務員法が適用される。

### (2) 家庭訪問について

スクールカウンセラーの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、家庭訪問は原則として実施しない。ただし、児童生徒の指導上、校長が必要であること

を認める場合には、保護者の了解を得た上で、担任等が同行する前提で、スクールカウンセラーに家庭訪問を実施させることは可能である。

### **(3) 学校種間の連携について**

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。

### **(4) 関係機関との連携について**

児童生徒の支援に当たって、関係機関との連携が必要になる場合がある。そのため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。